

2020 年 7 月 28 日
出光興産株式会社

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う電気料金の特別措置について

このたびは新型コロナウイルス感染の影響を受けられている全ての皆様に心よりお見舞い申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、経済産業省からの要請に基づく特別措置として、電気の支払期日の延長を適用しております（[7月1日お知らせ済み](#)）。

このたびの新型コロナウイルスの感染拡大を受け、特別措置の内容を一部変更することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1.適用対象

新型コロナウイルス感染拡大の影響による休業および失業等で、各都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付（緊急小口資金・総合支援資金の貸付）を受け、当社に特別措置適用のお申出をされたお客様（受けるための手続きをされているお客様を含みます）。

（参考：[一時的な資金の緊急貸付に関するご案内【厚生労働省 HP】](#)）

2.特別措置の変更内容

2020 年 2 月分電気料金（4 月 10 日以降お知らせ）の支払期限を 4 か月延長から 5 か月延長に、
2020 年 3 月分電気料金（5 月 10 日以降お知らせ）の支払期限を 3 か月延長から 4 か月延長に、
2020 年 4 月分電気料金（6 月 10 日以降お知らせ）の支払期限を 2 か月延長から 3 か月延長に、
2020 年 5 月分電気料金（7 月 10 日以降お知らせ）の支払期限を 1 か月延長から 2 か月延長に変更いたします。また、2020 年 6 月分電気料金（8 月 10 日以降お知らせ）の支払期限を 1 か月延長いたします。

※既にお申し出いただいているお客様については、変更後の特別措置を適用させていただきますので、再度の申込みは不要です。

■お問合せ先

出光昭和シェル「電気お客様センター」

☎0120-033-364（フリーダイヤル）

※IP 電話などフリーダイヤルをご利用にならない場合

☎03-6627-1820

【受付時間】9:00-17:30(12 月 30 日~1 月 4 日を除く)